

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について

<令和2年6月19日施行分>

【注釈】※は法改正事項関係

一. 移動等円滑化の意義及び目標

○「高齢者、障害者等」の範囲

- 「高齢者、障害者等」に、高齢者及び障害者（身体障害者のみならず知的・精神・発達障害者を含む。）に加え、妊産婦等が含まれることを明確化

二. 施設設置管理者が講すべき措置

（省略）

三. 移動等円滑化促進方針の指針

○移動等円滑化の促進の意義

- 作成等に関し住民提案を受けた市町村は、積極的な検討を行うべき旨を記載
- 市町村がバリアフリーマップ等を作成するにあたっては、高齢者、障害者等が利用可能な施設に加え、経路の情報も盛り込むべきこと及び一元的な情報提供が重要である旨を記載

○移動等円滑化に関する住民等の理解の増進及び協力の確保※

- 移動等円滑化促進方針において、「住民等の理解の増進及び協力の確保」に関する事項として以下を記載する旨を記載
 - 心のバリアフリーの必要性、重要性等、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に住民等の理解の増進及び協力の確保が果たす役割
 - 市町村、施設設置管理者、住民・利用者等、関係者の理解の増進及び協力の確保に係る取組の具体的な内容
- 上記の事項について、移動等円滑化促進地区の移動等円滑化に資する取組であれば、移動等円滑化促進地区外で行うものや、移動等円滑化促進地区の住民以外の者を対象とすることが可能である旨を記載

四. 基本構想の指針

○重点整備地区における移動等円滑化の意義

- 作成等に関し住民提案を受けた市町村は、積極的な検討を行うべき旨を記載【再掲】
- 市町村がバリアフリーマップ等を作成するにあたっては、高齢者、障害者等が利用可能な施設に加え、経路の情報も盛り込むべきこと及び一元的な情報提供が重要である旨を追加。【再掲】

四. 基本構想の指針

○教育啓発特定事業※

- ・ 重点整備地区の移動等円滑化に資する取組であれば、重点整備地区外で行うものや、重点整備地区の住民以外の者を対象とすることが可能である旨を記載
- ・ 障害者総合支援法に基づき市町村が実施する地域生活支援事業(理解促進研修・啓発事業)と連携して行うことが可能である旨を記載
- ・ 学校と連携して行う教育啓発特定事業(法第2条第29号イ)については、基本構想作成時に学校と事前に協議するとともに、特定事業計画作成時に学校の意見を十分に聞くことが重要である旨を記載

五. 移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保※

○心のバリアフリーの定義及び取組に当たっての留意事項

- ・ 移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組について、ユニバーサルデザイン2020行動計画で示されたポイント(①「障害の社会モデル」を理解すること、②不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を行わないよう徹底すること、③多様な他者とのコミュニケーション力を養い、困難や痛みを想像・共感する力を培うこと)を踏まえて推進することが重要である旨を記載

○関係者の基本的な役割

- ・ 国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民、それぞれの関係者の基本的な役割を記載

六. 移動等円滑化に関する情報提供※

- ・ 移動経路又は移動手段や利用可能施設の選択に当たり、バリアフリーに関する情報の取得が不可欠であるとともに、災害時における安全確保の観点からも情報提供に関する環境整備が必要である旨を記載
- ・ 高齢者、障害者等が日常生活でなじみのない施設を利用しようとする際に、事前にハード・ソフト両面のバリアフリー情報を的確に把握できる環境整備が必要。このため、宿泊施設、飲食店等の観光施設について、用具の備付け、バリアフリー情報の提供等の必要な措置を講じている施設を認定する仕組みを整備し、認定を受けた旨を外形上わかりやすく表示することを可能とするとともに、民間のネットワーク等を活用しながら、バリアフリー情報が高齢者、障害者等のもとによりわかりやすい形で提供されるよう十分配慮する旨を記載

七. 移動等円滑化促進施策に関する基本的な事項

○国の責務及び講すべき措置※

- ・ 国は、バリアフリー教室の開催等の経験を活用し、移動等円滑化促進方針や基本構想の作成手法や、地方公共団体が国に準じて移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるためのノウハウ等について、地方公共団体に対して、助言、指導その他の必要な援助を行う旨を記載